

農地中間管理機構つて、具体的に何をするの?

**農地の貸付先は
公募した上で決めます**

- 農地中間管理機構は、農地の借受希望者を市町村などの区域ごとに公募します。
- 募集の際に、地域ごとの担い手の状況(多いか少ないか)についても公表することにしています。
- 農地中間管理機構が農地の借受け希望者を募集した場合は、地域内の担い手の方、地域外の農業者や企業などを含め、借受希望者全てに募集に応じていただきます。

農地中間管理機構は、応募者のニーズ(借受けを希望する農地の種別、面積、借受期間、作付けする作物の種類など)を丁寧に把握することにしています。

**4つの原則で
適正に調整します**

- 農地の借受希望者の規模拡大または使っている農地が分散し相互に入り込んで利用されている状況を決定します。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していくようになります!
- 地域農業の健全な発展を目指しまつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること

地域ぐるみで活用すると、たくさんのメリットがあります

地域の農業者の方々や市町村が農地中間管理機構と連携を密にすることが重要です。また、「人・農地プラン」の話し合いの中で、地域でまとまって農地中間管理機構に農地を貸付け、地域内の農地利用の再編成を進めることで合意するのが最も理想的な姿です。

その際、地域に協力金(地域集積協力金)が支払われるというメリットも。青年就農給付金、農の雇用事業、スーパーL資金などの支援は、引き続き受けられます。

農地中間管理機構は、こんな使い方できます!

**リタイアするので
農地を貸したいな!
と思ったら……**

**新規就農するので
農地を借りたいな!
と思ったら……**

**企業などが
農業参入したいので
農地を借りたいな!
と思ったら……**

それなら、農地中間管理機構に農地を貸してください。お借りした農地は機構が担い手に転貸します!

年をとって農業がつらくなってきた。でも、農地の貸付けはいろいろめんどうだうなあ。だれにでも貸せるわけじゃないし……

だからといって、そのままにしてしまうと荒れ地になるしねえ……



農地を集約したいと思っている関係者の方が、そろって農地中間管理機構に農地を貸してください。機構が担い手の使いやすい形にまとめて転貸します!

私もそなんですよ。なんかまとまった農地で効率よく作業できないものかなあ……

借りた農地があちこちに分散しているから、作業も移動も大変なんだよ……

利用権を交換して
分散した農地を
まとめたいな!
と思ったら……



農地中間管理機構から農地を借りることができますよ。まず機構の借り手の募集に応募してください!

脱サラして農業を始めたいけど、農地を借りるには、どうすればいいんだろう?



農地中間管理機構から農地を借りることができますよ。○○県の機構のホームページにアクセスし、まずは機構の借り手の募集に応募してください!

当社も農業に参入しようと考えていますが、○○県で農地が借りられないでしょうか……



問い合わせ 農地中間管理機構ホットライン

電話:(直)03-6744-2151(受付時間:平日9:30~17:00) E-mail:kikou@nm.maff.go.jp

地域集積協力金

農地中間管理機構への貸付割合と交付単価

2割超5割以下	2.0万円/10a
5割超8割以下	2.8万円/10a
8割超	3.6万円/10a

■ 地域集積協力金の用途
地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で、自由に使用することができます。

*ただし、交付単価は平成27年度までのもので、農地中間管理機構の事業が円滑にスタートを切ることができるように設定されています。平成28年度及び29年度はこの単価の4分の3、平成30年度はこの単価の2分の1になります。

なるほど! 地域の皆でまとまって機構に農地を貸せば、地域の活動資金を支援してくれるんだ!

